

車両規則(ビギナーズクラス・エキスパートクラス)・Nクラス

1. 参加車両は4×4(四輪駆動車)車両であり、ナンバー付きもしくはそれと同等車両であること。
2. バンタイプ以外は4点式以上の有効なロールバー(純正可)があること(エキスパートクラスは6点式以上)。バンタイプはロールバーの装着は任意とするが、装着を強く推奨する。バンパーの取外しは可能。
3. ドア及びリヤハッチ等を取り外すこと可能だが、サイドドアに関してはハーフトア・チェーン等を装着すること。フロントウィンドーフレームの取外しは可能。
4. 3点式以上のシートベルト(純正可)を装着していなければならない。4点式以上のシートベルト装着を強く推奨する。
5. タイヤ・ホイールは自由であるが、純正ボディより1/3以上ハミ出してはならない。但しハミ出した分はオーバーフェンダー等で覆うこと。グルーピング、スパイクタイヤ、チェーンの使用は認めない。
6. ライト類はテープ等により飛散防止処理をしなければならない。ライト類の競技会場内での取外しは可。
7. 車両の前後には牽引用のフックを取り付けなければならない。(無き場合、レスキュー時ロープ等の取り付けの際に車両が損傷する恐れがある。)
8. バッテリーは完全に固定されていなければならない。また位置変更等の場合でも露出させないこと。また、バッテリー、コイル等の端子にはショート防止のために露出させないこと。
9. ラジエター、サブタンク、ブレーキフルードタンク等のフタにはテープ等により、ゆるみ・脱落防止処理を施さなければならない。
10. 当日の車検において、危険もしくは不適格と競技委員長が認めた場合は参加を拒否することができる。

車両規則(プロトタイプクラス)・Pクラス(2012年度からはクラス表彰は廃止)

1. 基本的に改造制限は設けていないが、特に安全面においてオフィシャルが危険と判断した場合は参加を拒否することができる。2012年度からはクラス表彰は廃止。エキスパートクラスと混走行となる。
2. 十分な強度を有したロールバーを装着し、シート及びシートベルトも確実に装着すること。エンジン、ミッション及び回転部分などとは十分な強度を有した隔壁を装着し、ドライバーから隔離すること。
3. メインスイッチ及びキルスイッチの位置は、容易に確認できる位置とし、その周りを黄色で明示すること。キルスイッチの車外操作部はフロントウインドシールドより前面で、かつ運転席の逆の位置が望ましい。車内操作部は、ドライバーの着座位置より車外側に取り付けることを強く推奨する。(レスキュー時にオフィシャルが外部から操作しやすいよう)
4. バッテリーやラジエター、燃料系統は、内容物が噴出した場合でもドライバーに影響を及ぼさないよう隔壁等を取り付けること。燃料タンクや配管は、燃料専用品を使用し競技にふさわしい安全な製品を使用すること。
5. タイヤは市販乗用車タイヤを使用し、タイヤはフェンダーから3分の1以上はみ出さないこと。グルーピング等のタイヤへの加工、スパイク、チェーン等、あるいはこれに類するものの使用は禁止する。
6. ブレーキは2系統以上の構造で、1つのブレーキペダルにより4輪を制動可能な構造のブレーキであること。2輪以上を制動するサイドブレーキ及び制動灯を取付けること。ステアリングブレーキ及びFF装置、またそれらに類する装置の使用を禁止する。
7. 排気系は燃料系やドライバーなどに影響を及ぼさないように、十分な遮熱処理をすること。音量についても十分な消音装置を取付けること。
8. ステアリングブレーキ(ニール等)等及びFF走行装置等、それらに類する装置の使用を禁止する。装着されている車両については、本大会においては使用できないよう封印し、その状態を明示すること。

安全装備

1. 競技中はシートベルト・ヘルメット・グローブ・レーシングスーツあるいは長袖、長ズボンを着用すること。
2. ヘルメットはJIS規格B種以上もしくはそれに順ずるものが望ましい。グローブは耐火性で皮膚が露出しないもの、シューズは競技に適したものとする。(軍手、サンダル、ドカヘル等は不可)

車両検査

1. 参加車両は主催者が定めた時間内に指定場所で公式車検を受けなければならない。
2. 車検時にドライバーが着用する服装・ヘルメット・グローブを提示すること。
3. 主催者は規定基準に合致していない車両に対して修正を要求、あるいは参加を拒否することができる。
4. 主催者は競技中・終了後にも車両検査を行うことができる。
5. 改造車は自己申告とするが、当日車検時のオフィシャルの判断で車両区分を改造車とする場合がある。

競技規則

1. 競技の進行

1. 競技中は登録した参加者により競技を進行しなければならない。
2. 各セクションの順番待ちにおいて前者がスタートしたとき、次の車両はスタート位置もしくは指定された待機位置につき、いつでもスタートできる準備をしておくこと。
3. 車両から離れる場合はパドックのみ可能とし、順番待ちの最中のコース確認等は代理人等によって車両の移動ができる状態にしておくこと。

2. 競技開始(スタート)及び競技終了

1. 競技開始時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が開始(スタート)される。
2. 競技終了時刻はあらかじめ主催者から発表され、主催者の合図により競技が終了し、全セクションを閉鎖する。なお、競技終了時点でセクション内を走行する競技者には、そのまま競技の続行をみとめる。

3. スコアカードの提出(競技完了)

1. 本競技は競技者に配られるスコアカード(成績記録用紙)の提出をもって競技が完了する。提出時間を過ぎた者はタイムオーバー(TO)とし、成績は反映されない。なお提出時間が特別に定められていない場合は、競技終了より5分間とする。

4. セクションインとセクションゴール

1. 車両は前進でセクションインし、前進でセクションゴールしなければならない。
2. 車両の前端がスタートラインを通過した時点をもってセクションインとする。
3. 車両がゴールラインを通常の走行状態にて通過し、なおかつ車体の全てがゴールライン外に出た時点をもってセクションゴールとする。

5. セクション内におけるタイムキーピング(各セクションでの競技時間)

1. 全てのセクションに規定の競技時間を設定し、それをタイムキーピングと称する。主催者より特別に指示がない場合、タイムキーピングは3分間と定め、セクションインの後タイムキーピングに定められた時間に達した時点でタイムアウトとし、セクションでの競技は終了し最大減点(減点 10)とする。

6. S S(スペシャル・ステージ)

1. タイム測定セクション(S S=スペシャル・ステージ)を一つ以上設け、あらかじめ主催者より発表する。

7. 減点

1. 本競技は減点法による採点で順位を決定するものとする。各セクション、減点 10 点を最大減点とし、最大減点に達した時点でそのセクションでの競技は終了となる。

なお減点の詳細は以下に定める。

●ホイールベース未満のバック 1 回毎に減点 1

●ホイールベース以上のバック 1 回毎の減点 3

●5 カウント以上の停止 1 回毎に減点 5

●タイムアウト 減点 10

●マーカーへの接触(マーカータッチ) 減点 10

●セクションカット 減点 10

マーカーへの接触がなくとも車体の全てがセクション外に出た場合はセクションカットとなる。

●エスケープ 減点 10

エスケープはあらかじめ主催者より特別な指示がないかぎり、通常の走行と同じ手順を取る事が必要。必ず車両を自走しておこない、セクションインに際し、パッセンジャー、第三者が車両の移動に協力したエスケープは認めない。競技者本人が自車両を押してのエスケープも認めない。

なお、ドライバーが意識せずにおこなったエスケープも減点 10 点とする。

●ミスコース 減点 10

各セクションで指定された走行方向。走行順序に反する走行をおこなった場合はミスコースとする。走行方向を特別に指定する場合は、主催者よりあらかじめ指示がある。

●その他 1 減点 10

① ドライバーの身体、衣服の一部が路面及びセクションの構造物に触れた場合。

② ドライバーがセクション内において、明らかに第三者による誘導(無線誘導を含む)、助言にて走行していると判断した場合。但しパッセンジャーは第三者に含まない。

③ ドライバーの安全装備(ヘルメット・シートベルト・グローブ・皮膚の露出等)が不備なままセクションインした場合。及びセクション内で不備が発生した場合。なお、本項目はパッセンジャーにも適用される。

④ 車両が5 カウントの停止を宣告され、なお動けない場合スタックしたとみなし減点 10 点を宣言することもある。

⑤ 通常の走行状態にてゴールしなかった場合。

車両が転倒しながら等、車両がドライバーによりコントロールされていないとみなされる状態でゴールした場合。

- ⑥ 各セクションに定められたスタート指定位置よりセクションインしなかった場合。
- ⑦ 各セクションに定められたゴール後の停車位置で停止しなかった場合。

●**その他 2** ……………**競技中止・リタイヤ・失格**

- ① 危険行為。
競技中オフィシャルが危険とみなした場合は、即刻競技中止を勧告する場合もあり、その後の競技続行に支障をきたすと判断した場合は、改善を求める。改善が不可能と判断した場合はリタイヤを勧告する。
- ② 車両からの出火、燃料及びオイル漏れ、ならびにこれに準ずる危険な状態が認められた場合。
車両から漏れ出る液体の種別を判別するのが困難な場合。もしくは緊急を要する場合は、車両から漏れ出る全ての液体を危険がともなう液体と断定して、即刻競技中止を勧告する場合がある。なお、その後の競技続行に支障をきたすと判断した場合は、改善を求める。改善が不可能と判断した場合はリタイヤを勧告する。
- ③ 競技関係者及びギャラリー、他の競技者に危険や脅威を与えた場合。
競技者はセクションでの競技中はいうまでもなく、セクション走行以外であっても、車両の安全運行に最大限の注意をはらう義務がある。度重なる勧告にも応じない場合等は更なるペナルティーもしくは失格とする。

●**特殊な状態 1** ……………**減点なし。もしくは競技中止**

- ① 車両がセクション内で転倒した場合。
4×4 トライアル競技における転倒の定義は難しく、特に危険が認められず、減点の対象が無い状況であれば、オフィシャルは減点ならびに競技中止を宣告しない場合がある。その際は競技を続行することもできる。ただし、本項目は競技会のカテゴリーにより適応範囲を変更する。すなわち、ノーマル車両等においては、車両に大きな破損を伴う転倒。回転を伴うような転倒は危険の無い状態とはいえ、競技専用車両との格差は明白であることが理由となる。よって本項目は、各競技会の裁量に委ねる。その解釈に関しては、各競技会発行の特別規則書を参照するか、競技関係者にあらかじめ確認すること。

●**特殊な状態 2** ……………**停止(減点 5 点)**

- ① 車輪に動きが確認される状態であっても、車両に動きがみられない場合は、車両は停止しているものとみなす。すなわち車両が旋回状態及び横滑りをしている状態等では、車輪の動きが確認されても、車両は前進も後退もしていない状況が発生する。そのような場合、車両は停止しているものとみなす。
- ② 車両の前後移動量が微量な場合は、バック減点を適応せず停止減点の対象とする場合もある。すなわち、俗に「モミ」と称される行為は、厳密には、わずかに車両が前後に移動している。しかし本行為をバックによる減点の対象とすれば、ドライバーに不利な状況となる場合が多い。よって「停止」の対象とする。なお、その適応はオフィシャルの判断とする。

8.車体の定義

- 1. 車体とは車両本体やそれを構成する部品はいうまでもなく、車両本体に固定されている物全てを指す。すなわち車両の装備品、装飾品は勿論の事、ドライバーの意思で装着した物でなく、本来車両を構成する部品ではない木・枝・泥・土等の自然物も、それが車両に固定されていれば、これらすべてを車体とみなす。

9.判定及びその他の表示

- 1. 本競技はオフィシャルの持つ赤旗(右手)、青旗(左手)の 2 本の旗により判定及びその他の表示をおこなう。

10.順位の決定

- 1. 規定時間内にスコアカードを提出し競技を完了した競技者のうち、総減点数の少ない者を上位とする。同一減点数の場合は、クリーン(減点ゼロ)数の多い者を上位とし、同減点数・同クリーン数の場合はセクションをクリア(減点数に関係なくセクションゴールすること。ただし減点 10 はクリアに含まない)した数が多いものを上位とする。同減点数・同クリーン数・同クリア数の場合は、タイム計測セクション(S S)の通過タイムの早い者を上位とする。また同減点数、同クリーン数、同クリア数、同タイム(タイム計測不可能も含む)の場合はスコアカードの提出が早い者を上位とする。ただし、以下の場合には競技を完了したとはみなさず、順位に入らないものとするが、出場履歴は残るものとする。なお、競技会を失格した者。参加取り消し者は出場履歴を認めない。

- ①リタイヤ
競技者が競技を途中で棄権することで、リタイヤしたドライバーは速やかに申告し、スコアカードを提出しなければならない。リタイヤは「**R**」で表示する。
- ②タイムオーバー
競技者が全セクションの走行を完了しなかった場合。及び規定時間内にスコアカードを提出しなかった場合。「**TO**」で表示する。
- ③棄権
正規の手続き(参加申し込み及びエントリーフィの納入)を済まし、競技を棄権及び中止した者。また、車検に不合格の者も棄権とみなす。その表記はリタイヤ「**R**」扱いとする。

11.失格・参加取り消し

下記行為を失格・参加取り消しの対象とし、参加履歴も残らない。なお、処分決定は競技会関係者の判断とする。

1. 競技参加に関する書類及び申請、申告に虚偽や不正修正が認められた場合。
2. 登録した競技者、パッセンジャーにより競技しなかった場合。
3. 故意にセクションを破壊した場合。他の競技者及び競技進行を故意に妨害した場合。
4. 競技関係者及びオフィシャルの指示に従わなかった場合。
5. コース内で人身事故を起こした場合。
6. 競技中及び競技に関する時間内に、薬物等によって精神状態をつくろったり飲酒をした場合。
7. スコアカードの不正修正及び不正記入が認められた場合。
8. 上記以外であっても、競技会関係者が失格・参加取り消しを決定した場合。

12.競技停止勧告

以下の場合、競技の続行が不可能とみなし、競技者に対し競技停止を勧告する場合がある。なお、処分決定は競技会関係者の判断とする。なおこの場合はリタイヤ扱いとする。

1. ドライバーの身体状態が競技の続行に支障をきたすと判断した場合。
2. 車両の状態が競技続行に支障をきたすと判断した場合。
3. スコアカードの読み取り不能(無記名。著しい損傷等)。紛失等の場合。
4. 競技会関係者が競技停止を決定した場合。

13.ペナルティー

競技会開催に支障をきたす行為、著しく公平性を欠く行為、競技会関係者の注意・勧告に従わない行為等がみられた場合の軽微な処置として、ペナルティーを勧告する場合がある。なお本書ではその詳細まで規定しないが、おおむね1セクションの最大減点を上限とする。ペナルティーを科せられる行為が度重なる場合は、競技停止・失格等を勧告する場合もある。

14.参加資格

1. 参加者(競技者及びパッセンジャー)は競技会の趣旨に賛同した者で、公安委員会の発行する普通自動車運転免許証を有する者でなくてはならない(パッセンジャーに付いては普通自動車運転免許証は必要ない)。
2. 参加者が20歳未満の場合は親権者の承諾が必要である。この場合承諾書に親権者の署名、捺印したものを提出すること。

15.参加者の権利

1. 参加者は自分が不当に扱われていると判断した時、これに対して本規則書の範囲内で抗議を申し立てる権利を有する。
 - ① 抗議の申し立ては文書によってのみ受け付ける。
 - ② 車検に関する抗議は、車検が終了するまでに申し立てること。
 - ③ 成績に関する抗議は、成績発表後の定められた抗議受付時間に申し立てること。
 - ④ 抗議を申し立てる場合、定められた抗議料を添えて競技委員長に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合及び競技委員長の指示が有った場合のみ返還される。
 - ⑤ 競技会における抗議の受理。抗議に対する最終決定は競技会役員が行う。
2. 各セクションのオフィシャルによる審判結果に関する抗議は一切受け付けられないものとする。

16.参加者の義務

1. ドライバー及びパッセンジャーは常にスポーツマンとしての自覚を持ち、妨害行為をおこなってはならない。
2. 競技規則及び車両規則、その他規則を熟知していること。
3. ドライバーは競技に伴う全ての危険を回避できる高い技術を備え、オフィシャル・競技会関係者・競技会役員からの指示に従うこと。

17.損害の賠償

1. 参加者は自動車及び付属品が破損した場合・負傷・死亡した場合はもとより、パッセンジャーの負傷・死亡・第三者に与えた全ての損害の責任を負わなければならない。すなわち、競技会関係者は役務遂行に最善を尽くすのは無論であるが、競技会関係者に過失があっても、参加者は競技会関係者及び他の競技者に対し、非難したり責任を追求したり、損害賠償を要求してはならない。

※ 競技会関係者とは、会場の土地所有者・主催者・競技会役員・オフィシャル・その他競技会開催に関係する全ての者を指します。

18.特別規則書

1. 各競技会の事情に即した特別規則書の発行を認める。よって各競技会発行の特別規則書と本規則書に相違がある場合は、各競技会が発行する特別規則書を優先する。